

質問及び回答

| | 質問箇所 | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|--|
| 1 | 標準仕様書 1 目的 | 「本事業の結果から効果検証を行い、今後の本格導入に向けた検討の根拠資料とする。」とありますが、導入を行ったデジタル地域通貨システムを用いた地域通貨事業は、次年度(令和6年度)以降も継続予定である認識でよろしいでしょうか？ ※理由 事業参加には加盟店舗側の負担も必要であり、加盟店舗の募集を行う上でも次年度以降の継続は、前提と考えます。また、事業規模に対する事業費(見積限度額)が限られているため、先行投資を含めた戦略的対応なしでは見積限度額を下回ることができないため。 | 令和7年度以降の事業実施については、本事業の効果検証を踏まえて、内容のみならずデジタル地域通貨事業そのものの継続を含めた判断も行うことから、現時点で継続予定であるとは断言できません。 |
| 2 | 標準仕様書 2 事業の概要 および 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 | デジタル地域通貨については、事業の概要に「配布目的に応じて、使用可能な店舗をそれぞれ個別に設定が可能。」とあり、実証事業の運営業務としても、「本市が指定する店舗にそれぞれ限定する。」とあります。 本デジタル地域通貨の実証事業は、「4 業務内容 ⑤」に記載された(ア)～(エ)の4つの実証事業で活用(ポイント付与)する認識ですが、付与したポイント(ア～エ)はそれぞれの「実証事業内での加盟店舗のみで利用可能」とする理解でよろしいでしょうか？ ※この場合、各加盟店舗に対して各実証事業の適用可否、または、付与ポイントごとの対象加盟店舗設定などが必要となりますが、そのような理解でよろしいでしょうか？ それとも加盟店舗では、(ア)～(エ)の4つの実証事業で付与したポイントは、全ての加盟店舗で利用可能となって良いのでしょうか？ | 標準仕様書2 事業の概要の「参加店舗(※5)」で解説していますように、加盟店舗は本事業の趣旨及び内容を理解した上で参加してもらうため、例えば「せとうちみなとマルシェの出店者に限定する」など、各事業ごとに参加店舗が限定されることは、予め理解いただいているものと想定しています。 (イ)～(エ)の事業においては、出来るだけ多くの市内加盟店舗で利用出来る想定ですが、配付対象者の年齢や事業の趣旨に応じて、給付内容ごとに、一部利用できる店舗を設定(制限)する機能は必要であると考えています。 |
| 3 | 標準仕様書 2 事業の概要 および 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 (ア)～(エ) | 地域通貨の利用先店舗は、事業の概要に「本市が指定する店舗」とあり、実証事業の運営の(イ)～(エ)の3つの実証事業内容に「デジタル地域通貨が利用出来る店舗は、市内に所在地があり本市が指定する店舗に限定する。」とあります。(イ)～(エ)の3つの実証事業につきましては、対象店舗リストをご提示いただける前提と考えてよろしいでしょうか？対象店舗リストの店舗数がどの程度の店舗数になるかを含め、あらかじめお教え願います。また、対象店舗に対しては、今治市様よりあらかじめ本事業の概要説明(または案内)が実施済みである前提と考えてよろしいでしょうか？ | 対象店舗については受託者と利用登録等手続きが完了した店舗の中から、各事業ごとにそれぞれ選定することを想定しており、事前に本市が利用する店舗を定めることはありません。 仕様書4③(ア)に記載する「市内に所在地のある店舗」は、受託者が幅広い業態から、自由に参加を募り登録手続きを行っていただくようになります。 |
| 4 | 標準仕様書 3 業務期間 | スケジュール表について、実証事業項目の「事業実施」開始から、デジタル地域通貨項目の「店舗での利用」開始までの期間については、「商品券の購入のみを行える期間」・「各給付金の申請のみを行える期間」という認識で間違いありませんでしょうか。 | お見込みのとおり。 「事業実施」期間は、利用者が行う各種手続きや給付対象となるボランティア等取組の実施を想定しており、「店舗での利用」は実際に店舗で決済を行える期間を想定しています。 |
| 5 | 標準仕様書 4 業務内容 ③加盟店舗の登録管理及び精算業務 (ア)加盟店舗の募集、申込受付、店舗一覧の作成、登録管理 | 「加盟店舗は8月末までに全体で約400店舗以上(うち300店舗以上は市内に所在地のある店舗)」とありますが、加盟店舗は市外に所在地のある店舗でも可能でしょうか。 | せとうちみなとマルシェの参加店舗に市外からの出店者が含まれるためこのような設定となっています。 なお、せとうちみなとマルシェの出店者以外の市外店舗の登録数は、本事業の参加店舗としてカウント出来ません。 |
| 6 | 標準仕様書 4 業務内容 ③加盟店舗の登録管理及び精算業務 (ア)加盟店舗の募集、申込受付、店舗一覧の作成、登録管理 | 市内所在地ではない店舗も対象可能なのでしょうか。(マルシェの参加店舗で、市外からのキッチンカーの店舗などでしょうか？) | お見込みのとおり。なお、せとうちみなとマルシェ出店時のみ使用可能となるような機能制限等対応策が講じられると望ましい。 |
| 7 | 標準仕様書 4 業務内容 ③加盟店舗の登録管理及び精算業務 (エ) 留意事項 | コールセンター営業開始日や、営業曜日の指定はございますでしょうか。 | 店舗登録の募集開始時には対応できる状況としてください。その他は特に指定することは想定していません。 |

今治市デジタル地域通貨導入実証事業業務 公募型プロポーザル

質問及び回答

| | 質問箇所 | 質問内容 | 回答 |
|----|--|--|---|
| 8 | 標準仕様書 4 業務内容 ③加盟店舗の登録及び精算業務 (工)留意事項 | 「市内の加盟店舗が300店舗に満たない場合は、市と協議のうえ、契約金額の減額を含めた契約変更をする場合がある。」とありますが、最低限必要とする市内の加盟店舗数はございますか？ | 実証事業を行うために必要とする市内の加盟店舗数を300以上と見込んでいるため、それを下回る最低限度の設定はありません。 「契約変更する場合」とは、「市内の加盟店舗が300店舗に満たない場合」かつ、300店舗を上回らなかった合理的理由など、そこに至った状況を複合的に判断し決定することを想定しています。 |
| 9 | 標準仕様書 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 (ア)せとうちみなとマルシェでのデジタル地域通貨利用促進キャンペーン事業 | 「後日キャッシュバック」について、「即時キャッシュバック」でも可能でしょうか。 | 不可ではありませんが、予算限度額(プレミアム総額5,000千円)及び景品表示法など法を考慮した企画提案としてください。 |
| 10 | 標準仕様書 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 (ア)せとうちみなとマルシェでのデジタル地域通貨利用促進キャンペーン事業 | プレミアム付デジタル地域通貨の販売対象者は、市内在住者等の制限はありますでしょうか。 | 利用者に制限はありませんが、デジタル地域通貨の利用店舗はせとうちみなとマルシェ出店店舗または市内店舗に限定することを想定しています。 |
| 11 | 標準仕様書 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 (イ)子育て応援クーポン発行事業 (ウ)市記念品等でのデジタル地域通貨活用事業 (エ)ボランティア参加者に対するインセンティブ付与事業 | 左記の事業ですが、ポイントならびに地域通貨の付与日ですが、R7年1月に一斉に付与でも対応は可能でしょうか？ 「もし人によって付与タイミングが変わる場合は、有効期限は事業ごとに一律でしょうか？もしくは付与から〇日という指定なのでしょうか？」 | デジタル地域通貨の店舗での利用期間は9月から11月中旬を想定しているため、R7年1月の付与はできません。 有効期限については事業ごとに一律にと想定しています。 |
| 12 | 標準仕様書 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 (イ)子育て応援クーポン発行事業 | 「おむつや離乳食等を養育に必要な用品を購入することにより」とありますが、対象店舗で子育て関係以外の用品を購入することに制限はかけますでしょうか。 | 具体的に購入対象商品を限定することは想定していません。 |
| 13 | 標準仕様書 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 (イ)子育て応援クーポン発行事業 | 利用者の申請方法については、利用者が来庁し、今治市様の対面申請・審査を想定しておりますが、よろしいでしょうか。 | スマホ等を使ったオンライン申請を想定しています。 |
| 14 | 標準仕様書 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 (イ)子育て応援クーポン発行事業 | 利用者用申請フォームは必要でしょうか。必要な場合、製作費は事業予算に含まれていますでしょうか。 | アプリ等内で申請受付することを想定しています。 見積限度額の範囲内で、企画提案を行ってください。 |
| 15 | 標準仕様書 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 (イ)子育て応援クーポン発行事業 | 手順は以下のイメージでしょうか。 1.申込みフォームは受託社が作成(申込みID生成) 2.フォーム回答情報を今治市に提供 3.今治市側にて住民基本台帳の突合 4.今治市から受託者へ対象IDを提供 5.受託社が対象IDへ付与 ※なお、突合し対象者を選定する作業以外はすべて受託社の委託範囲でしょうか | 概ね相違ありません。最終的には契約成立時に協議により決定します。 |
| 16 | 標準仕様書 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 (ウ)市記念品等でのデジタル地域通貨活用事業 | 審査は予め今治市より実施され、対象者に付与ということですが、デジタル地域通貨を付与するために、予め対象者の(メールアドレスやアプリIDなど)は取得されている前提でしょうか。それとも対象者に対してコンタクトを取り付与するための情報を受け取り(メールアドレスやアプリIDなど)付与するのでしょうか。また付与業務は受託社の委託範囲でしょうか。 | 今治市で対象者を選定しますが、付与するために必要な情報は受託者によって異なることを想定しているため、どのような情報が必要か、また当該情報の授受方法も含めた企画提案書をご提出ください。 また、貴社が想定する付与業務がどのようなものであるか正確に捉えるのは困難ですが、受託者の委託範囲と想定しています。 |

今治市デジタル地域通貨導入実証事業業務 公募型プロポーザル

質問及び回答

| | 質問箇所 | 質問内容 | 回答 |
|----|---|---|---|
| 17 | 標準仕様書 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 (ウ)市記念品等でのデジタル地域通貨活用事業 (エ)ボランティア参加者に対するインセンティブ付与事業 | 「デジタル地域通貨の発行回数」は、「発行を対象とするイベント数」という認識で間違いはないでしょうか。 | 必ずしもイコール(発行回数=対象イベント数)ではなく、アプリ等の仕様に応じて、例えば複数の対象ボランティア事業に参加した場合、合算した額で後日給付する、といった方法も想定していますが、その場合、対象イベント数の上限は15回とします。(発行回数≦対象イベント数≦15) |
| 18 | 標準仕様書 4 業務内容 ⑤実証事業の運営 (エ)ボランティア参加者に対するインセンティブ付与事業 | ボランティアに参加したかどうか審査基準はどのような想定でしょうか。また審査は受託社でしょうか？ | 対象とする基準としては現地での参加確認が必須であると考えています。確認方法は、例えば用意した二次元バーコードをスマホで読取る、スマホのGPS機能を使って現地に居たことを確認するなどが想定されますが、具体的な確認方法については企画提案書でご提案ください。 |
| 19 | 別紙1 モデル仕様書 | 本デジタル地域通貨システムは、サービス利用者用のアプリ又はWEBサイトに加えて、加盟店舗側で取引履歴や換金処理結果を閲覧することを目的とした管理システムが必要であると考えてよろしいでしょうか？ また、管理システムの運用に必要な加盟店舗側の環境(通信環境、通信端末など)については、調達対象外(※加盟店舗側で準備)と考えてよろしいでしょうか？ | 加盟店舗側が何らかの形で自店舗の取引履歴や換金に関する処理状況を把握する手段は必要と考えており、必要その手段として店舗がいつでも自由に閲覧が可能な管理システムがあることは望ましいと考えます。 加盟店舗側の環境整備については、本事業内で調達必須ではありませんが、見積限度額の範囲内での提案は妨げません。 |
| 20 | 別紙1 モデル仕様書 ■基本要件 共通事項 サービス終了時・契約満了時等の対応 | 「契約期間終了後は、本事業を実施するためだけに取得した保有データは、速やかにシステムから消去すること」とありますが、消去したことの第三者による証明等は必要でしょうか。 | 第三者による証明等は必須としません。 |
| 21 | 公募型プロポーザル実施要領 4 参加資格要件 | 今回のプロポーザルへの参加は、JV(共同企業体)での応募は可能でしょうか。それとも単一事業者での応募のみでしょうか。 | JVでの応募は出来ません。 なお、参加表明をする者が全ての参加資格要件を満たす必要があります。 |
| 22 | 公募型プロポーザル実施要領 4 参加資格要件 (6)業務遂行にあたり、地域との密接なコミュニケーションを要するため、今治市または愛媛県内に事務所があり、本業務の運営に関わる担当者が常駐していること。 | 広島県ならびに香川県の事業所に担当者が常駐して、迅速に現地対応ならびに訪問を実施することでも対応は可能でしょうか？ | 愛媛県内に事務所を有することを必須としています。 |
| 23 | 公募型プロポーザル実施要領 4 参加資格要件 (7)スマートフォンを使って二次元バーコードを用いたキャッシュレス決済事業を、現に1年以上継続して愛媛県内で展開中であり専門的な知識や経験を有している者 | 『(7)スマートフォンを使って二次元バーコードを用いたキャッシュレス決済事業を、現に1年以上継続して愛媛県内で展開中であり専門的な知識や経験を有している者』とあるが、これは必須要件となるか。 また同項は、弊社の再委託先の実績でも要件充足となるか。 | 必須要件です。 また、参加表明者の実績として必要となるため、再委託先の実績では要件充足とはなりません。 |
| 24 | 公募型プロポーザル実施要領 7 評価項目及び評価基準 ①業務遂行力「業務実績」 9 参加表明 (3)提出書類 ウ 実績調書(様式第3号) | 評価項目及び評価基準の「①業務遂行力 業務実績」には、「○今治市内でキャッシュレス決済事業の実績はあるか。※加点項目」とありますが、本項目に対する提出書類(実績調書(様式第3号))内には、「スマートフォン上で二次元バーコードを用いたキャッシュレス決済事業を、現に1年以上継続して今治市内または愛媛県内で展開している実績及び事務所所在地を含む運営体制」とあります。 業務実績は、今治市内に限らず、愛媛県内でのキャッシュレス決済事業が含まれる認識でよろしいでしょうか？それとも、今治市内での実績が加点要素となるのでしょうか？ | お見込みのとおり、参加資格要件となる業務実績は、愛媛県内の全域またはいずれかの地域でキャッシュレス事業の実績があることを条件としており、今治市内での事業実績は必須としません。 ただし、評価については、現に今治市内の店舗においてキャッシュレス決済事業を展開している場合のみ加点対象とします。 |

今治市デジタル地域通貨導入実証事業業務 公募型プロポーザル

質問及び回答

| | 質問箇所 | 質問内容 | 回答 |
|----|--|--|--|
| 25 | 公募型プロポーザル実施要領 9 参加表明 (3)提出書類 オ 消費税及び地方消費税納税証明書(写し可) | 消費税及び地方消費税納税証明書について、 ①～③のいずれをご提出すればよろしいでしょうか。 ①納税証明書「その1」 ②納税証明書「その3」 ③納税証明書「その3の3」 また、写しとありますが、発行日付は何カ月前等の指定はございますでしょうか。 | ③納税証明書「その3の3」(②納税証明書(その3)でも可)を提出してください。 なお、証明日が参加表明の日から起算して3箇月以内のものに限ります。 また、「今治市税完納証明書」「登記事項証明書」「印鑑登録証明書」についても、同様の期限内のものをご提出ください。 |
| 26 | 公募型プロポーザル実施要領 14 選定方法 (4)なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、参加者に対し後日連絡します。 | 企画提案審査(対面式プレゼンテーション)への参加人数・プレゼンテーション時間制限・当日お貸しいただける機材等は、参加資格審査を通過後、別途ご通知いただける認識で間違いございませんでしょうか。 | お見込みのとおり。 6月14日までに通知する参加資格審査結果通知と合わせて、参加事業者に対しプレゼンテーションの詳細も案内する予定としています。 |